

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	株式会社義津屋
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	愛知県津島市新開町1丁目6番地
工場等の名称	ヨシヅヤ 太平通り店
工場等の所在地	名古屋市中川区宮脇町2-11
業 種	卸売業、小売業
業務部門における 建築物の主たる用途	物販店
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	スーパーマーケット
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公 表 期 間	令和4年7月15日 ～ 令和7年3月31日		
公 表 方 法	○	掲 示 閲 覧	（場 所） 事務所
		ホ ー ム ペ ー ジ	(HPアドレス)
		冊 子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-354-8211		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

当社は、当社から排出される温室効果ガスの削減を図る為、経営層を含めた責任者と担当者を明確化しつつ、全員参加体制による社内の管理体制を構築し、計画的な取り組みを実施する事

により、持続的発展が可能な企業を目指していきます。

- 電力監視システムを活用し、ピークタイムの電力削減によるエネルギー合理化。
- 毎週、毎月の会議で、週単位の電気使用量と月単位の電気使用量を資料を基に全員で確認し、エネルギー合理化への取り組みの意識付けと啓蒙活動を行う。
- 照明調査による照明の間引きを実行してエネルギー合理化を図る。
- 空調の夏・冬温度設定の厳守とクールビズ・ウォームビズによるエネルギー合理化。
- 倉庫、事務所照明のプルスイッチ活用によるエネルギー合理化。
- 取組方針、評価手法について、定期的に精査を行い、必要に応じ見直しを行う。
- 従業員への研修や、社外への積極的な情報発信を行う。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

店長(推進員)

↓

総務課(推進係)

↓

各売場・テナント

指針第 1 号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,768	t-CO ₂
① （温 室を 二室除 酸効く 化果 炭ガ 素換 算） 排出 量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）	1,768	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総排出量	1,768	t-CO ₂	1,715	t-CO ₂	3.0	%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排出量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

温室効果ガスを1年間に1%ずつ、3年間で3%削減する

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第 1 号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

[illegible]

指針第 1 号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--